

江府町告示第77号

令和2年11月19日

江府町長 白石 祐治

第9回江府町議会11月臨時会を下記のとおり招集する。

記

1. 期 日 令和2年11月24日
2. 場 所 江府町役場議場
3. 付議事件
 - 1 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 2 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 3 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○開会日に応招した議員

森 田 哲 也	川 端 登志一	阿 部 朝 親
上 原 二 郎	空 場 語	三 好 晋 也
三 輪 英 男	川 上 富 夫	長 岡 邦 一
川 端 雄 勇		

○応招しなかった議員

な し

第9回江府町議会11月臨時会会議録（第1日）

令和2年11月24日（火曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第110号 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第111号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第112号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 発議第6号 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について
-

出席議員（10名）

1番 森田哲也	2番 川端登志一	3番 阿部朝親
4番 上原二郎	5番 空場語	6番 三好晋也
7番 三輪英男	8番 川上富夫	9番 長岡邦一
10番 川端雄勇		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松井英樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 白石祐治 教育長 富田敦司

総務総括課長	池田健一	住民課長	川上良文
農林産業課長	末次義晃	建設課長	小林健治
教育課長	加藤邦樹	企画財政担当課長	松原順二
会計管理者	藤原靖	学事担当課長	景山敬文

午前10時00分開会

○議長（上原 二郎君） おはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより令和2年第9回江府町議会11月臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期臨時会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。

なお、日程に先立ち傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上原 二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、9番 長岡邦一議員、10番 川端雄勇議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（上原 二郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日と決定いたしました。

日程第3 議案第110号 から 日程第5 議案第112号

○議長（上原 二郎君） 日程第3、議案第110号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及

び旅費に関する条例の一部改正についてから、日程第5、議案第112号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまで。以上、3議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただいまご上程いただきました議案についてご説明いたします。

まず、議案第110号でございます。江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、国家公務員の特別職の給与に関する法律の一部改正に伴い、江府町特別職の期末手当の支給月数の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第111号でございます。江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、人事院勧告に伴い、職員の期末手当について支給月数の改正を行うとともに、行政職の職務分類について職務の内容を明確化するための改正を行うものでございます。

続きまして、議案第112号でございます。江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、江府町会計年度任用職員の期末手当について支給月数の改正を行うものでございます。以上、3議案につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものでございます。なお、内容の詳細につきましては、主管課長より説明させますので、お聞き取りの上ご審議ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原 二郎君） 続きまして、所管課長より議案の詳細説明を求めます。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。それでは、議案第110号についてご説明を申し上げます。1枚おはぐり下さい。本案は、人事院勧告に伴う国家公務員の一般職職員の給与に関する法律の一部改正に併せ、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されるに伴い、改定を行うもので、期末手当の支給月数の改定を2段階で行うものでございます。主な内容についてご説明申し上げます。まず、第1条で第4条、期末手当の支給の規定におきまして、右側改正前の支給する場合においては、100分の170とありますものを、左側改正後の6月に支給する場合においては、そのままに。12月に支給する場合においては、100分の165と12

月分のみ100分の5月引き下げ、年間の支給月数を3.35とするもので、この改定を令和2年12月から適用するものでございます。続きまして、第2条の改正になります。右側の改正前、第1条の改正後ということになりますけども、6月期100分の170、12月期100分の165とありますものを、左側改正後におきましては、6月期を100分の2.5月引き下げて、100分の167.5月とし、12月期を100分の2.5月引き上げて100分の167.5とし、年間の支給月数3.35は据え置くというものでございます。この第2条の改正は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第111号をご説明申し上げます。1枚おはぐり下さい。本案は、令和2年度人事院勧告に伴い、一般職職員の費用等について改定を行うものでございます。右側に改正前の条文、左側に改正後の条文を掲げておりますが、本案につきましても、先程と同様に2段階で改正を行うものでございます。主な内容についてご説明申し上げます。初めに、令和2年12月1日からの適用事項をあげております。右側、期末手当を改正するものでございますが、第2項、第1号におきまして、右側の改正前100分の130を左側改正後の6月に支給する場合においてはそのままの100分の130。12月に支給する場合においては、100分の125と12月分のみ100分の5月引き下げるもので、以上が第1条として令和2年12月1日から適用するものでございます。続きまして、1枚おはぐり下さい。別表第3、3条関係でございます。行政職、給料表級別職務分類表でございます。職務内容を詳細に実態に沿った内容に改める、あるいは追加することでございます。右側、職務の内容、下線部分、栄養士とあるものを左側改正後は、管理栄養士として改正するもので、新たに同じように技師、社会福祉士を新しく職務の内容に設けるといふふうになっております。1枚おはぐり下さい。第2条の改定でまた期末手当の関係に戻りますけども第2条でございます。期末手当6月に支給する場合においては、そのまま100分の130。12月に支給する場合においては、100分の125とあるものを左側改正後は、100分の127.5と改正を行うものでございます。1枚おはぐり下さい。条例の施行期日は令和2年12月1日からとして、第2条につきましても、令和3年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして、議案の112号でございます。本案も、令和2年度人事院勧告に伴う、会計年度任用職員の給与等について改定を行うものでありますが、令和2年度につきましても、支給月数についての変更はなく、令和3年度から変更するものでございます。主な内容について説明申し上げます。1枚おはぐり下さい。まず初めに第1条で令和2年12月1日からの適用事項を明記しております。フルタイム会計年度任用職員の期末手当、改正前の13条は、一般職職員の給与条例

第19条と同様で会計年度任用職員に準用する規定となっておりますが、この条例のままですと会計年度任用職員も一般職と同様に年額で100分の5月の減額となりますが、これを現状どおりの月数を支給するために条例を改正するものでございます。左側改正後は13条で給与条例19条の条項を標記しております。その中で、第2項で期末手当の額を100分の130として本年度については現行通りの支給を行う内容としております。おはぐりください。第23条、下の方にありますけども、パートタイム会計年度任用職員の期末手当にも同様の条項を適用する内容となっております。おはぐり下さい。続きまして、第2条でございます。これにつきましては、令和3年4月1日からの適用状況ですけども、右側改正前100分の130とあるものを改正後左側127.5とするもので一般職と同様の内容となっております。おはぐり下さい。この条例の施行期日は、令和2年12月1日からとしまして、ただ、第2条につきましては、令和3年4月1日から施行するというものでございます。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

日程第3、議案第110号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

議案第110号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第110号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第111号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第111号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 1 1 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5、議案第 1 1 2 号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

議案第 1 1 2 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 1 2 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 発議第 6 号

○議長（上原 二郎君） 日程第 6、発議第 6 号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6 番、三好副議長。

○議員（6 番 三好 晋也君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 三好副議長。

○議員（6 番 三好 晋也君）

.....
発議第 6 号

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

江府町議会議長 上原 二郎 様

提出者 江府町議会議員 三好 晋也
賛成者 江府町議会議員 川端 雄勇
賛成者 江府町議会議員 阿部 朝親
賛成者 江府町議会議員 三輪 英男

江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江府町議会会議規則第14条の規定により提出します。

(提出の理由)

令和2年10月の人事院勧告に基づき改定する一般職員の給与改正に併せ議員の期末手当の支給月数の引き下げを行うものであります。

.....
以上です。

○議長(上原 二郎君) 発議第6号の質疑を行います。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

[討論なし]

○議長(上原 二郎君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

発議第6号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(上原 二郎君) 賛成者多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

.....
○議長(上原 二郎君) 以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって本臨時会は、これをもち閉会といたします。ご苦労さまでした。

午前10時17分閉会